

褥瘡発生予防に関する指針

社会福祉法人 優輝福社会

1 褥瘡発生予防に関する指針

低栄養状態や活動の低下、疾病に伴う寝たきり状態になると、褥瘡が発生するリスクが高くなります。

そのリスクをもつ利用者の健康で尊厳のある生活の実現のため、多職種協働のもと質の高いサービスの提供を目指してこの指針並びに別紙「褥瘡対策マニュアル」に従い、褥瘡発生予防に対する体制を確立し、少なくとも私達ケアスタッフの人為的なミスによる褥瘡が発生しないよう、適切な介護を行うことを目指します。

2 褥瘡発生予防に向けての基本方針

(1)褥瘡発生予防に対する体制の整備

当施設では、褥瘡発生の予防と早期対応のため、褥瘡対策委員会を設置し、具体的な対応策については委員会で対応します。

(2)多職種協働によるチームケアの推進

各職種の専門性に基づくアプローチからチームケアをおこなうことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

(3)専門家との連携

外部の褥瘡予防の専門家とも積極的に連携し、発生予防に関するより質の高いケアに取り組みます。

(4)職員に対する教育・研修

褥瘡発生予防に対する知識の習得、施設の方針の徹底、情報の伝達などを目的として、研修会などを定期的実施し、職員の教育に努めます。

3 褥瘡発生予防に対する体制の整備

(1)褥瘡対策委員会の設置

①設置の目的

利用者の褥瘡発生予防に努め、発生時における苦痛の緩和と早期治療およびケア提供を適切に行うことを目的とし、褥瘡対策委員会を設置する。

②褥瘡対策担当者

看護職員

③褥瘡対策委員会の構成

ア 施設等責任者

イ 看護職員

ウ 生活相談員、サービス管理責任者

エ 介護支援専門員

オ 管理栄養士

- カ 介護職員
- キ その他（施設等責任者が必要と認めるもの）
- ④褥瘡対策委員会の開催
 - 3月に1回定期的に開催します。
 - 必要時には、随時開催します。
- ⑤褥瘡対策委員会の役割
 - ア 褥瘡予防、および発生時に向けた対応の検討
 - イ 施設サービス計画又は個別支援計画作成への参画
 - その他各種の看護計画、介護計画、支援計画、栄養ケア計画との一体化を図る
 - ウ 当該マニュアル、様式などの見直し
 - エ 適切な福祉用具の選定
 - オ その他、病創に係る感染予防

4 褥瘡発生および治療の対応

褥瘡発生予防と早期対応のため、以下によって対応します。

(1) リスクの評価

早期の対応をおこなうため、以下の方法を用いて、褥瘡発生のリスクを評価し、ハイリスク者を抽出します。

(2) 評価の方法の例

ブレーデンスケール・OHスケール・Kスケール・サービス計画書における評価（モニタリング）等の各スケールを入手しておくこと。

5 褥瘡発生予防に関する各職種の役割

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアをおこなう事を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

（施設等責任者）

- 1 褥瘡発生予防の総括管理
- 2 褥瘡対策委員会総括責任者

（医師）

- 1 定期的な診察・処置方法の指示
- 2 各協力病院との連携を図る。

（看護職員）

- 1 医師または協力病院との連携を図る。
- 2 褥瘡処置への対応、感染予防
- 3 褥瘡ケア計画（看護計画）の作成と経過記録の整備
- 4 個々の全身状態に応じた体位変換、安楽な座位確保の工夫
- 5 褥瘡発生予防の計画立案
- 6 職員への指導
- 7 家族への対応

（管理栄養士）

- 1 褥瘡の状態把握と栄養管理

- 2 栄養ケアマネジメントにおける状態の把握と利用者の管理
 - 3 食事摂取量低下に伴う栄養保持の工夫
- (生活相談員・介護支援専門員)、(サービス管理責任者)

- 1 褥瘡ケア計画に基づくケア方針の理解
- 2 外部の専門機関との連絡調整
- 3 家族への対応
- 4 褥瘡発生予防の取組みと体制作り

(介護職員)、(生活支援員)

- 1 きめ細やかなケアと衛生管理に努める。
- 2 褥瘡ケア計画並びに介護計画、支援計画に基づく適度な水分補給や身体の清潔の保持
- 3 個々の全身状態に応じた体位変換と安楽な座位の工夫
- 4 苦痛を排除する精神的緩和ケアとコミュニケーション
- 5 褥瘡発生予防の取組み

6 専門家との連携

より質の高いケアを目指すため、内部のスタッフだけでなく、外部の医療・介護・介護用品などの専門家とも積極的に連携し、スキルアップを図ります。

7 職員に対する教育・研修

より質の高いケアを提供するにあたり基礎知識と技術を身につけることを目的として、委員会を中心とした施設内研修会、勉強会を開催するとともに外部研修会への積極的参加を図ります。

- (1)定期的な教育・研修の実施(年2回)
- (2)その他、必要な教育・研修の実施(随時)

附 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。

この指針は、令和6年11月1日から施行する。